

(資料四)

令和元年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	2

令和元年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第164号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第165号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第166号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び勤勉手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和元年度

㊦ (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の85	100分の90
特定管理職員	12月	100分の105	100分の110

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の45	100分の50
特定管理職員	12月	100分の55	100分の60

イ 令和2年度以降

㊦ (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の85	100分の87.5
	12月	100分の90	100分の87.5
特定管理職員	6月	100分の105	100分の107.5
	12月	100分の110	100分の107.5

(イ) 再任用職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の45	100分の47.5
	12月	100分の50	100分の47.5
特定管理職員	6月	100分の55	100分の57.5
	12月	100分の60	100分の57.5

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)については、令和2年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)については平成31年4月1日から、2の(2)のアについては令和元年12月1日から適用する。

第167号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第164号議案から第166号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 期末手当の支給割合の改正

ア 令和元年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の160	100分の165

イ 令和2年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の160	100分の162.5
12月	100分の165	100分の162.5

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)のアについては、令和元年12月1日から適用する。ただし、2の(1)のイについては、令和2年4月1日から施行する。